

勿凝学問 259

新たな高山年金改革案と社会保障国民会議年金シミュレーションとの関係

煙が立つ前に火を消しておくかな

2009年10月29日

慶應義塾大学 商学部

教授 権丈善一

前の勿凝学問 258 に続いて、ゼミの掲示板に、学生が次の書き込みをしていた。

> 企業年金連合会フォーラム

『週刊東洋経済』発売日の次の日に行われた企業年金連合会フォーラムのパネリストの中に高山先生の名前が・・・

そうだよ。

僕の講演の後につづくパネルディスカッション参加者の前で僕は、前日に発売された『週刊東洋経済』の宣伝を5分くらいやった。特に、72頁からの「誰が何を間違えたのか？」を中心に詳しく説明した。

講演を終えた後、僕は、控え室に戻って、弁当を食べながら、控え室設置のモニターで、パネルディスカッションをみていた。すると、高山先生が、「無年金者や低額年金の受給者は過去20年間、消費税を負担して・・・」というようなこと（弁当を食べていたからメモをとっておらず、正確な表現は記録していないから、高山先生の論文から引用）をおっしゃっていた。ああ、また頭痛いことがはじまったみたいですねえと、一緒に弁当を食べていた人と笑って話していると、モニターの中の高山先生は、自分のホームページに書いているから見てほしいとおっしゃっていたので、早速チェック。

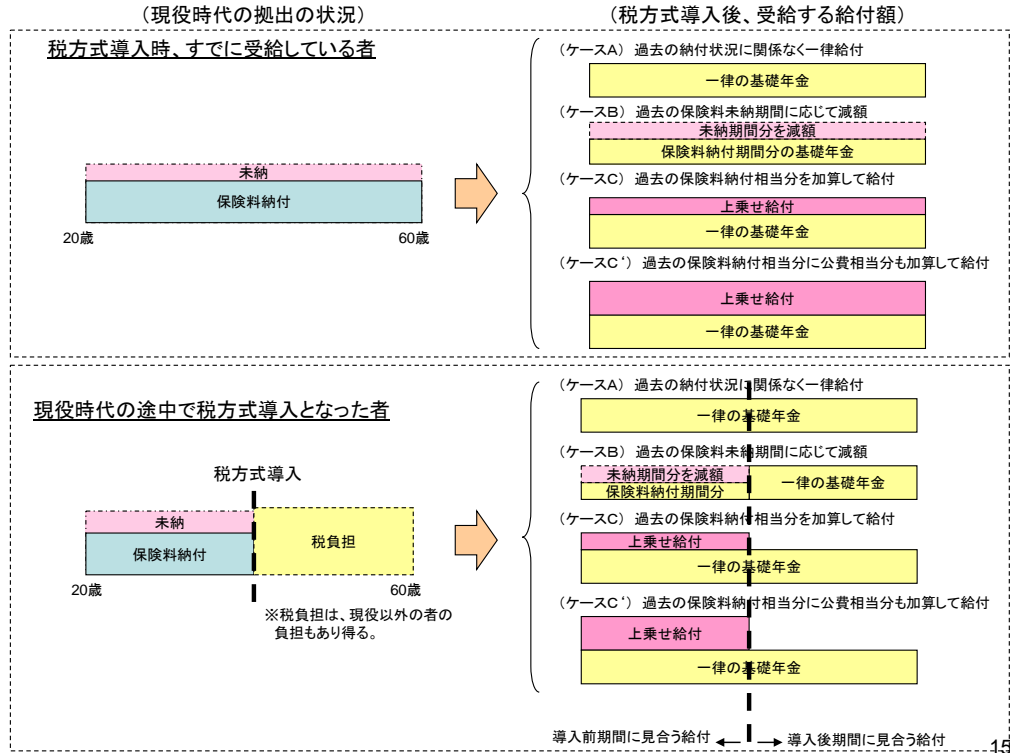
「無年金者や低額年金の受給者は過去20年間消費税を負担してきた」というようなことを年金論の中で書かれている論文の内容は、最後に紹介する。要は、未納者も過去20年間消費税を負担しているのだから、その人たちに、高山先生の言葉を借りれば「プラスアルファの基礎年金」の受給権があるというものである。

まずこの話のおかしさは、過去20年間、未納者はたしかに消費税を負担してきたが、その間、納付者は消費税を支払った上に年金保険料も払ってきたということに、高山先生が一切言及しないことである。保険料（そのもの？）の未納者と納付者のバランスをどうとるのかというのが、社会保障国民会議の年金財政シミュレーションが突きつけた問題であるにもかかわらず、そのメッセージは高山先生には伝わっていない。過去20年間、消費税を負担した無年金者・低額年金の受給者に「プラスアルファの基礎年金」を給付する場合、

消費税と保険料の両方を負担した人たちを、高山先生は、どのように取り扱うんだろうか？

図1 <移行パターンのイメージ>をみてもらいたい。

図 1 移行パターンのイメージ



出所) [年金制度の検討における定量的評価 \(シミュレーション結果\)](#) 15 頁

もし、過去の保険料拠出履歴を完全に無視して、20年間の消費税負担でプラスアルファの基礎年金のみを受給することができるというのであれば、過去20年分をケースAで給付することになり、その場合は、過去20年間、保険料を納付してきた人も同額とせざるを得ない。過去の保険料納付相当分を加算して給付となればケースCとなり、その場合は、満額の基礎年金の上に、過去20年間の消費税負担で得られるプラスアルファの基礎年金を足し合わせる必要が生じる。

ケースAが政治的に実行可能というのであれば勝手にやればいいし、ケースCをやるほどに財政にゆとりがあるというのであれば、それも勝手にやればいい。そういう話であって、たしかに、高山案は、日経新聞や民主党のいう過去の保険料納付期間に応じて減額する「小さな税方式」であるケースBと異なることは確である。だけど、なにも目新しいことを提案しているのではなく、よもや出現してくるとは僕らが想定していなかった——けど、一応、両方の極端を計算しておこうとして計算した——「ケースA、ケースCの提唱者」をサポートしているだけのことにすぎない。ただ、それだけの話。

高山先生の論文には、「プラスアルファの年金は最低保障年金と読みかえることもできる」なんて文章もあるけど、論評する必要もないでしょう。

参考資料

高山憲之「[年金の 2009 年財政検証と民主党の年金マニフェストをめぐって](#)」8 頁

⑤新体系への移行期間を何年とするか

民主党案は現行の年金制度を抜本的に改革しようとしている。同時に既得権は可能なかぎり尊重する姿勢のようにみえる。既得権を最大限に尊重しようとする、移行には 40 年かかるという意見が強い。満額年金の拠出要件が 40 年となっているからである。ただ、既述したように基礎年金の一部は国の予算総則により消費税で賄われている。消費税は 1989 年に創設されたので、国民のすべてが過去 20 年間、基礎年金財源の一部として消費税を負担してきた。これは無年金者や低額年金の受給者にとっても変わらない。無年金者や低額年金の受給者は過去 20 年間、消費税を負担して基礎年金の安定的な財政運営に協力してきたのにもかかわらず、現行制度ではそのことが年金給付算定上まったく評価されていない。さらに今後とも生きつづけるかぎり消費税負担を強いられるもの、現行制度の下では無年金や低年金のまま放置される。仮に、消費税負担を基礎年金への拠出であるとみなすことができれば、無年金者や低額年金受給者に対してプラスアルファの基礎年金を直ちに支給することが可能となる。そのプラスアルファの年金は最低保障年金と読みかえることもできる。この場合、最低保障年金への移行期間は 20 年(6 年後実施の場合は 14 年)に短縮することができるはずである(図 6)。

関連する文章

勿凝学問 15x [やれやれの年金バランスシート論](#)

勿凝学問 16 [残暑お見舞い申し上げます——<やれやれの年金バランスシート論>読者よりのメール](#)